

第2章 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	50,001人	26,113,694千円	1,335,757千円	4,157,167千円	15.9%	16.5%

(資料：平成19年度地方財政状況調査表)

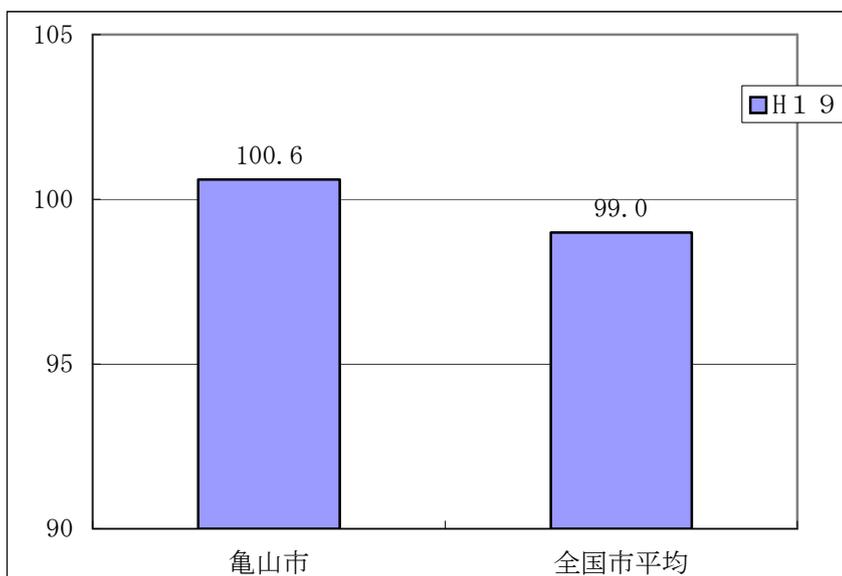
(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	462人	1,835,270千円	368,814千円	785,355千円	2,989,439千円	6,471千円

(資料：平成20年度当初予算書)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 給与費は当初予算に計上された額です。
 3 普通会計とは、一般会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計を合算した会計です。

(3) ラスパイレス指数の状況（4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 数値は、地域手当補正後のものです。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.11歳	333,000円	422,400円 (381,600円)
医療職	38.10歳	305,400円	424,300円 (340,100円)
医 師	47.9歳	514,700円	1,371,500円 (647,600円)
医療技師	39.5歳	294,500円	355,300円 (322,400円)
看 護 師	37.6歳	286,600円	343,100円 (309,600円)

（資料：平成20年度給与実態調査）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 () 内は、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除く額です。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（技能労務職）

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
亀山市	51.2歳	37人	308,900円	346,100円
清掃職員	45.8歳	4人	302,700円	355,900円
調理員	51.5歳	10人	304,900円	320,000円
用務員	53.3歳	8人	322,300円	338,900円
運転手	56.0歳	3人	316,300円	382,400円
その他	50.5歳	12人	304,300円	361,000円

技能労務職員の基本的な考え方及び今後の取組内容

亀山市行政改革大綱の主旨に沿って策定した「定員適正化計画」において、平成17年度から平成22年度までの5年間に5%（23人）の削減率を目標値として決めました。

この目標を達成するため、業務の効率化・合理化を進め、正規職員、臨時職員を問わず公務に従事する職員の実践的な採用及び人員配置について創意工夫するとともに、外部委託等の推進や指定管理者制度の導入などに取り組んでいます。

このような状況の中、技能労務職員においては、平成18年度、19年に清掃職員やその他技能職員の事務職への職種転換や退職不補充による削減を進めています。

また、技能労務職員の給与においては、平成17年度に特殊勤務手当の一部廃止するなど見直しを行いました。引き続き給料表・特殊勤務手当の見直しについて検討していきます。

(3) 職員の初任給の状況（平成20年4月1日現在）

		亀山市	三重県	国
一般行政職	大学卒	161,600円	172,200円	181,200円（Ⅰ） 172,200円（Ⅱ）
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	146,700円	133,100円	-
医療職(医師)	大学卒	308,800円	323,600円	-
医療職(医療技師)	大学卒	184,500円	178,200円	-
医療職(看護師)	短大3卒	203,900円	188,900円	-

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成20年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,300円	301,300円	356,000円
	高校卒	218,400円	272,000円	308,100円
技能労務職	高校卒	208,800円	250,400円	274,400円
医療職(医師)	大学卒	452,400円	493,000円	517,500円
医療職(医療技師)	大学卒	253,800円	298,700円	337,700円
医療職(看護師)	短大3卒	267,200円	305,200円	343,900円

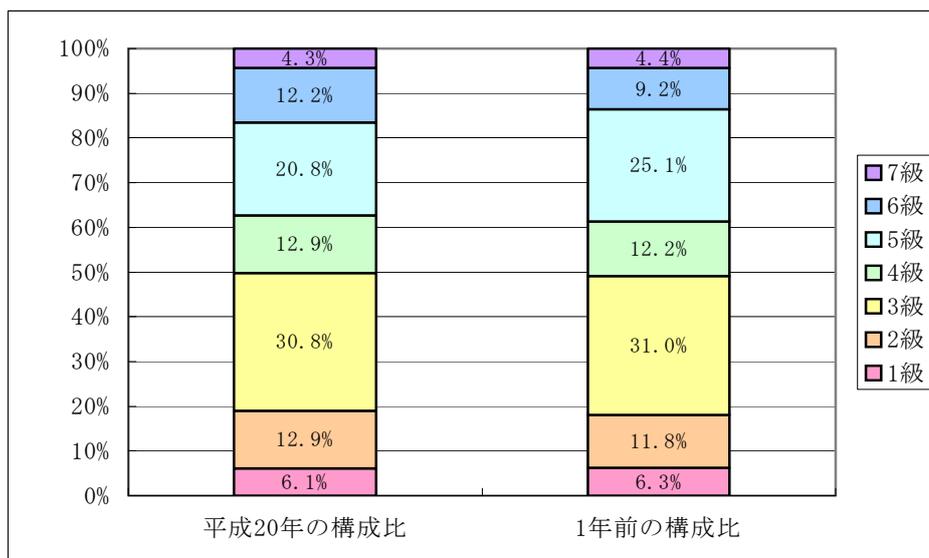
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	17人	6.1%
2級	1 主任の職務	36人	12.9%
	2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務		
3級	主査の職務	86人	30.8%
4級	主任主査の職務	36人	12.9%
5級	室長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	58人	20.8%
6級	参事、総括及び困難な業務を分掌する室長の職務又はこれに相当する職務	34人	12.2%
7級	消防長、理事、部長及びこれに相当する職務又は困難な業務を分掌する参事の職務	12人	4.3%

(注) 1 亀山市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績を反映させる評価システムが確立していないため、一般職員に対する勤務成績の昇給への反映は未定であるが、管理職員については実施している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

亀山市			三重県		
1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,634千円			1人当たり平均支給額 (平成19年度) 1,899千円		
平成19年度支給割合			平成19年度支給割合		
6月期	期末手当	勤勉手当	6月期	期末手当	勤勉手当
	1.4月分	0.725月分		1.4月分	0.725月分
	(0.75)月分	(0.35)月分		(0.75)月分	(0.35)月分
12月期	期末手当	勤勉手当	12月期	期末手当	勤勉手当
	1.6月分	0.775月分		1.6月分	0.775月分
	(0.85)月分	(0.40)月分		(0.85)月分	(0.40)月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算			職制上の段階、職務の級等による加算		
役職加算 5%~15%			役職加算 5%~20%		
			管理職加算 15%~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当（平成20年4月1日現在）

支給率	自己都合	勤続20年	23.50月分	勤続25年	33.50月分	勤続35年	47.50月分	最高限度額	47.50月分	勸奨・定年	30.55月分	41.34月分	59.28月分	59.28月分
	その他の加算措置													
	定年早期退職特例措置 2%～20%加算													
	1人当たり平均支給額													
	（平成19年度）													
		自己都合	1,412千円		勸奨・定年		25,476千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		55,940千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		97,797円
支給対象	支給率	支給対象職員数
医師	20%	8人
医師以外の職員	3%	564人

(注) 地域手当・・・平成18年度新設

(4) 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		71,794千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		478,627円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成19年度）		26.2%	
手当の種類（手当数）		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫手当	市民部職員	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の消毒作業及びねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
	産業建設部職員	感染症の病原体を有する家畜若しくはその疑いのある家畜に対する防疫作業又は人体に有害な薬品を使用して植物の防疫作業若しくは害虫の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
危険及び不快手当	保健福祉部職員	行旅病人の救護に従事したとき。	日額 1,500円
		行旅死亡人の処理に従事したとき。	日額 3,000円
	環境森林部職員	じんかい収集又は焼却場の処理作業に従事したとき。	日額 850円

	消防職員	消防職員が消火作業又は救急患者の搬送に従事したとき。	1件 300円
特殊手当	全職員	年末年始において、市長が別に定める業務に従事したとき。	市長が業務によって定める額
病院手当	看護師	看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。	
		(1) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合	1回 3,300円
		(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合	1回 2,900円
		(3) 深夜における勤務時間が1時間以上2時間未満の場合	1回 2,000円
	(4) 深夜における勤務時間が1時間未満の場合	1回 1,200円	
	放射線技師	診療放射線技師又は市長がこれに準ずると認められた職員が放射線撮影業務に従事したとき。	
		(1) 放射線技師	月額 6,000円
		(2) その他の職員	日額 230円
	病院に勤務する医師以外の職員	医師以外の者が死体解剖に従事したとき。	1体 2,000円
	病院に勤務する職員	業務の都合上待機を命ぜられたとき。	1回 2,000円
	病院に勤務する職員	次の職員が亀山市立医療センターに勤務したとき。	
		(1) 臨床検査技師、理学療法士及び臨床工学技士	月額 8,000円
		(2) 薬剤師、管理栄養士及び診療放射線技師	月額 5,000円
		(3) 看護師及び准看護師	月額 8,000円
研究手当	医師	次の職員が医療に関する研究、調査等に従事したとき。	
		(1) 院長	月額 1,250,000円
		(2) 副院長	月額 360,000円
		(3) 学卒後10年以上の医師	月額 340,000円
		(4) 学卒後7年以上10年未満の医師	月額 300,000円
		(5) 学卒後3年以上7年未満の医師	月額 280,000円
		(6) 卒後3年未満の医師	月額 180,000円
		(7) 医師が特に命ぜられた医療業務に従事したとき	1回 15,000円
			※4時間超 10,000円加算

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成19年度決算)	144,495千円
職員1人当たり平均支給年額(平成19年度決算)	253千円

(注) 支給実績及び平均支給年額は、普通会計の額です。

(6) その他の手当 (平成20年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間の加算 (16歳～22歳) 5,000円	同
住居手当	借家・借間居住職員及び自宅居住職員に支給 ・借家・借間居住職員 支給限度額 27,000円 ・自宅 (新築又は購入後5年間) 2,500円	同
通勤手当	通勤に交通機関又は交通用具を利用している職員に支給 ・交通機関等利用者 最高限度額 55,000円 ※最長期間の定期相当額を支給単位期間で除した額の限度額 ・交通用具使用者 (2km以上) 2,000円～24,500円	同
管理職手当	管理、監督の職にある職員に月額36,000円～112,400円を支給	異
管理職特別手当	管理、監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、週休日又は休日に勤務した場合に4,000円～8,000円を支給	同

5 特別職の報酬等の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分			給料月額等	
給 料	市 長		995,000円	
	副 市 長		745,000円	
	収 入 役		690,000円	
報 酬	議 長		495,000円	
	副 議 長		420,000円	
	議 員		390,000円	
期 末 手 当	市 長		(平成19年度支給割合)	
	副 市 長		6 月 期	2.125月分
	収 入 役		12月 期	2.325月分
	議 長		(平成19年度支給割合)	
	副 議 長		6 月 期	1.925月分
	議 員		12月 期	2.125月分
退 職 手 当	市 長		(算定方式)	(支給時期)
	副 市 長		給料月額×在職年数×450/100	任期終了時
	収 入 役		給料月額×在職年数×280/100 給料月額×在職年数×250/100	任期終了時 任期終了時